

地域医療ビジョンについて

地域医療構想(ビジョン)について

平成27年7月6日 奈良県健康長寿プロジェクト
なら健康長寿基本計画推進戦略会議 資料

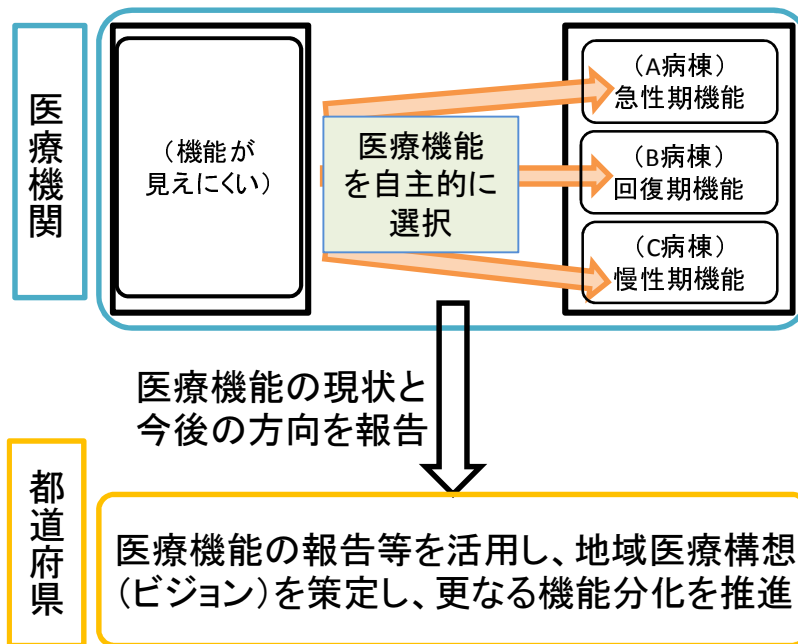
○ 病床機能報告制度(平成26年度～)

医療機関が、その有する病床において担っている医療機能の現状と今後の方向を選択し、病棟単位で、都道府県に報告する制度を設け、医療機関の自主的な取組みを進める。

○ 地域医療構想(ビジョン)の策定(平成27年度～)

都道府県は、地域の医療需要の将来推計や報告された情報等を活用して、二次医療圏等ごとの各医療機能の将来の必要量を含め、その地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するための地域医療のビジョンを策定し、医療計画に新たに盛り込み、さらなる機能分化を推進。

国は、都道府県における地域医療構想(ビジョン)策定のためのガイドラインを策定(平成26年度)。



(地域医療構想(ビジョン)の内容)

1. 2025年の医療需要
入院・外来別・疾患別患者数等を推計
2. 2025年に目指すべき医療提供体制
・二次医療圏等ごとの医療機能別の必要量を算定
3. 目指すべき医療提供体制を実現するための施策
 - ①医療機能の分化・連携を進めるための施設設備
 - ②在宅医療の充実
 - ③医療従事者の確保・養成

● 地域医療構想 ■ ■ ■ 医療提供体制の構築

- ◆ 構想区域における医療提供体制の現状確認
- ◆ 疾病等に応じた医療圏の検討
- ◆ 医療機関の役割確認や目標設定と必要な施策
- ◆ 医療と介護の総合的な確保

NDBや国保・後期高齢者のレセプトデータ等を用いて分析

● 医療費適正化計画 ■ ■ ■ 医療費の見通し・予防・健康づくりの推進

- ◆ 地域医療構想と統合的な目標の設定
- ◆ 指標の見直しと目標乖離時の要因分析と対策の検討

● 国保の県営化 ■ ■ ■ 医療保険者の立場

- ◆ 県全体での保険料率の標準化
- ◆ 市町村の医療費適正化の取組努力が保険料水準に反映される仕組み

➤ 医療提供体制の構築～医療保険者の立場を、県が一元的に有することとなり、一体的に取り組みを進める必要がある。